

東京大学大学院総合文化研究科 特任専門職員（特定有期雇用教職員） 公募要項

1.	職名及び人数	特任専門職員 若干名
2.	契約期間	2025年11月1日～2026年3月31日
3.	更新の有無	更新する場合があり得る。更新する場合は、1年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。ただし、更新回数は2回、在職できる期間は2028年3月31日を限度とする。
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場3-8-1） 変更の範囲：原則同一部局内
6.	所属	大学院総合文化研究科超域文化科学専攻 ※業務の都合により変更することがある。
7.	業務内容	芸術創造連携研究機構における文化芸術活動基盤強化基金クリエイター等支援事業の実施、運営等に係る会計業務を中心に、学務、庶務業務の補助も行う 変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。
8.	就業日・就業時間	週5日（月曜日～金曜日） 1日7時間45分（9:00～17:45 ※12:00～13:00休憩） ※時間外労働を命じることがある。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額40万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（支給要件を満たした場合に支給、原則55,000円／月まで）、超過勤務手当
12.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	1) 東京大学、および芸術創造連携研究機構と文化芸術活動基盤強化基金クリエイター等支援事業の公共性を自覚し、使命感を持って働く方 2) 協調性があり、チームワークを尊重できる方 3) 主体性があり、業務の改善に意欲的な方 4) 基本的なPC操作（WORD, EXCEL）ができる方 5) 財務業務全般の知識を有し、国立大学法人において業務経験がある方が望ましい
14.	提出書類	1) 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし作成すること。） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> 2) 職務経歴書
15.	提出方法	上記書類の電子ファイルを以下のURLにアップロードすること。 <a href="https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/5589001876_utac_utokyo_ac_jp/Em4zLJ5f1IBPjNAorgws_BkBC09PBoLoQ_5LMayRpgAEda">https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/5589001876_utac_utokyo_ac_jp/Em4zLJ5f1IBPjNAorgws_BkBC09PBoLoQ_5LMayRpgAEda</a> ※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
16.	応募締切	2025年9月17日（水）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
17.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 大学院総合文化研究科芸術創造連携研究機構 担当：金井学 e-mail: manabukanai@g.ecc.u-tokyo.ac.jp
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学

19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"><li>取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li><li>採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</li></ul>